

(第2面)

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

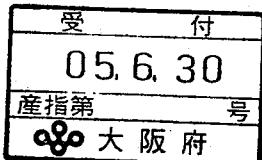
2023年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目5番17号

氏 名 日本赤十字社近畿ブロック血液センター
所長 瀧原 義宏



電話番号 072-643-1007

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本赤十字社 近畿ブロック血液センター
事業場の所在地	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目5番17号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	血液事業 近畿地方（三重県を除く）で採血（献血）された血液の 検査業務、血液製剤製造業務
③従業員数	255名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり。

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	203.037 t	— t
(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、他の廃棄物が混入し感染性廃棄物の排出量を増加させないよう適正な廃棄物の分類・分別を実施し処理専用容器に収納している。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	202 t	— t
(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物処理に基づき、教育訓練を行い、感染性廃棄物の発生から処理完了までの管理を徹底し、当該廃棄物の発生抑制に努める。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部署から発生する感染性廃棄物の性状（鋭利なもの、固形状のもの、液状又は泥状のもの）を把握し、その処理手順を感染性廃棄物処理マニュアルに定め運用している。	
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性マニュアルに基づき、継続して運用管理に努める。	
②計画		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— #	— t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	203.037 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	203.037 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	203.037 t	— t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	202 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	202 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	202 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度と同様、感染性廃棄物マニュアルに基づき、運用管理を行い適正な分類・分別のもと感染性廃棄物の発生抑制に努める。また、処理を委託する業者の視察を行い、適正処理及び環境への負荷を低減していく処理工程であるか否か評価していく。		
	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	203 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

発生場所	主な感染性廃棄物の種類	分別	分別時容器	施設内における収集・運搬・処理等	処理方法
事業部 常給管理課	・血液バッグ ・注射針 ・ガラス ・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・血液バッグ ・ディスポビペット ・セグメント ・ビペットチップ ・ステック ・マイクロプレート ・シャーレ ・チューブ ・その他実験用器具等 ・無菌試験の培地 ・カルチャーポトル ・ビペット	・固体物 ・固体物 ・固体物 ・液体物	・プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
品質保証部 品質保証一課	・ビペットチップ ・フィルター ・検査廃液 ・再使用器具に付着した血液	・固体物 ・液体物 ・液体物	・オートクレーブで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。 ・貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。 ・有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		自家処理
品質保証部 品質保証一課	・注射針 ・ガラス ・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・血液バッグ ・ディスポビペット ・セグメント ・ビペットチップ ・ステック ・マイクロプレート ・シャーレ ・チューブ ・実験動物に由来する試料 ・その他実験用器具等	・鋭利物 ・固体物 ・固体物	・プラスチック容器 ・プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
検査部 検査一課 検査二課 検査三課 検査四課 検査開発課	・カルチャーポトル ・ビペット ・ビペットチップ ・フィルター ・チューブ ・マイクロプレート ・検査廃液 ・再使用器具に付着した血液	・固体物 ・液体物 ・液体物	・オートクレーブで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。 ・貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。 ・有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		自家処理
検査部 検査一課 検査二課 検査三課 検査四課 検査開発課	・注射針 ・ガラス片 ・血液バッグ ・セグメント ・白血球除去フィルター ・サンプリングカッブ ・ディスポ器具類 ・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・ビペットチップ ・ステック ・マイクロプレート ・その他実験用器具等 ・破損バッグに付着した血液 ・検査廃液 ・再使用器具に付着した血液	・鋭利物 ・固体物 ・固体物	・プラスチック容器 ・プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
製剤部 製剤一課 製剤二課	・ガラス片 ・注射針 ・セグメント ・白血球除去フィルター ・サンプリングカッブ ・ディスポ器具類 ・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・ビペットチップ ・ステック ・マイクロプレート ・その他実験用器具等 ・検査廃液 ・再使用器具に付着した血液	・鋭利物 ・固体物	・プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
製剤部 製剤一課 製剤二課	・ガラス片 ・注射針 ・セグメント ・白血球除去フィルター ・サンプリングカッブ ・ディspo器具類 ・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・ビペットチップ ・ステック ・マイクロプレート ・その他実験用器具等 ・破損バッグに付着した血液 ・検査廃液 ・再使用器具に付着した血液	・鋭利物 ・液体物	・プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	自家処理
製剤部 製剤開発課	・ガラス片 ・注射針 ・セグメント ・白血球除去フィルター ・サンプリングカッブ ・ディspo器具類 ・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・ビペットチップ ・ステック ・マイクロプレート ・その他実験用器具類 ・ビペットチップ ・チューブ ・マイクロプレート ・検査廃液 ・EIA関係の廃液 ・再使用器具に付着した血液	・鋭利物 ・固体物 ・固体物 ・固体物 ・液体物 ・液体物	・プラスチック容器 ・プラスチック容器	職員が保管場所へ搬入のうえ、収集・運搬業者に引き渡す。	委託処理
製剤部 製剤開発課	・ガラス片 ・注射針 ・セグメント ・白血球除去フィルター ・サンプリングカッブ ・ディspo器具類 ・注射筒 ・試験管 ・試験用血液 ・試験管キャップ ・ビペットチップ ・ステック ・マイクロプレート ・その他実験用器具類 ・ビペットチップ ・チューブ ・マイクロプレート ・検査廃液 ・EIA関係の廃液 ・再使用器具に付着した血液	・鋭利物 ・液体物 ・液体物	・オートクレーブで高圧滅菌処理後、産業廃棄物(非感染性廃棄物)として排出する。 ・貯留槽へいったんためた後、滅菌層で消毒処理をし、その後中和処理をして下水へ流す。 ・有効塩素濃度1,000ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは、これを含む薬剤に1時間以上浸漬し消毒処理をする。		自家処理

【感染性廃棄物管理体制】

